

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院テニュア・トラック制規程

平成 28 年 7 月 27 日
大学院総合国際学研究院規則第 2 号

改正 令和 2 年 3 月 19 日大学院総合国際学研究院規則第 1 号
令和 4 年 12 月 26 日大学院総合国際学研究院規則第 6 号
令和 7 年 2 月 19 日大学院総合国際学研究院規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院（以下「研究院」という。）の若手研究者に対しテニュア取得のインセンティブを与えることにより、優れた人材を養成し、研究院の教育研究環境の活性化と教育研究水準の向上を図ることを目的として導入するテニュア・トラック制に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニュア 定年までの身分を保有する権利をいう。
- (2) テニュア・トラック制 テニュア・トラック期間満了時までにテニュアの獲得にかかる審査を行い、可とされた教員についてテニュアを付与する制度（テニュアの付与が不可となった場合は、テニュア・トラック期間の満了をもって労働契約期間が終了する制度）をいう。
- (3) テニュア・トラック教員 テニュア・トラック制の職に採用された教員をいう。
- (4) テニュア審査 テニュア・トラック教員として採用後の本学における教育研究活動及びそれに付随する実務の実績を厳正に評価し、本学のテニュアを獲得するために行う審査をいう。
- (5) テニュア・トラック期間 テニュア・トラック教員として採用されてからテニュアを獲得するまでの期間（テニュアを獲得できなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間）をいう。

(適用対象者)

第 3 条 テニュア・トラック制の適用対象者は、准教授、講師または助教（以下「准教授等」という。）とし、所属は世界言語社会教育センターとする。

(テニュア・トラックの期間)

第 4 条 テニュア・トラックの期間は、准教授等として採用された日から 4 年間とする。

- 2 テニュア・トラックの期間に、テニュア・トラック教員が国立大学法人東京外国語大学における教員の任期に関する規程（平成 21 年 3 月 31 日規則第 51 号）第 4 条第 1 項各号に掲げる休業等を取得した場合は、当該休業等の期間の範囲において、テニュア・トラック期間の延長を学長に申し出ることができる。
- 3 テニュアの付与が否決された場合は、転出等の準備のため、最長 1 年間任期を延長することができる。

(研究支援体制)

第 5 条 テニュア・トラック教員には、教育研究等に関する指導助言を行うため、メンター教員を配置する。なお、メンター教員は、研究院長が指名する。

- 2 テニュア・トラック教員には、個人研究費を配分するほか、研究室を措置し、学内施

設の利用は研究院の教員と同様とする。

(教育研究等業務)

第6条 テニュア審査の対象となる准教授及び講師は、言語文化学部または国際社会学部（以下「学部」という。）教授会構成員となり、その責務に応じて業務を遂行する。また、原則として、学部及び大学院総合国際学研究科の授業を通年換算で少なくとも6コマ担当するほか、必要に応じリレー講義を担当する。

2 テニュア審査の対象となる助教は、学部教授会及び関連する委員会にオブザーバーとして出席し、必要に応じて業務を遂行する。また、原則として、学部の授業を通年換算で3コマ担当するほか、必要に応じリレー講義を担当する。

(テニュア審査)

第7条 テニュア審査の対象となる准教授等は、採用後3年を経過した者とする。

2 研究院長は、前項に掲げる当該准教授等にテニュア審査を受ける意思の有無を確認しなければならない。

3 研究院長は、第9条に定める審査委員会が審査した結果に基づき、研究院教授会（以下「教授会」という。）にテニュアの付与を発議しなければならない。

4 研究院長は、テニュアの付与が教授会において可決されたときは、学長に上申するものとする。

(テニュアが付与された教員の昇任)

第8条 テニュア審査の結果、テニュアを付与された准教授及び講師の昇任は、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教員選考規程（平成21年規則第85号）（以下「教員選考規程」という。）第6条に規定する手続きにより、別途実施される。

2 テニュア審査の結果、テニュアを付与された助教の昇任は、教員選考規程第6条の規定にかかわらず、原則としてその手続きを経ずに講師となる。

3 テニュアを付与された者を昇任させる日は、当該テニュア・トラック教員のテニュア・トラック期間満了日の翌日とする。ただし、教授会の議を経て学長が認めた場合は、テニュアの付与の日から起算して1年を経過する日までに昇任させることができるものとする。

(審査委員会の任務)

第9条 研究院長は、第7条第2項において、テニュア審査を受ける旨の意思確認をした場合は、教授会の承認を経て、直ちに審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、当該准教授等について審査を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

3 委員会は、審査に必要な資料（略歴・業績一覧等）を当該准教授等に求め、必要に応じて口頭試問を行うことができる。

4 委員会は、審査に当たり、メンター教員及び他の教員の意見を聞くことができる。

(審査委員会の構成)

第10条 委員会は、教授会構成員から選出された委員4名（第5条に定めるメンター教員を除く）及び外部有識者の委員1名により構成する。

2 前項に掲げる外部有識者の委員候補者は、教授会構成員から選出された委員の協議に

より推薦するものとする。

- 3 委員会に委員長を置き、研究院長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、構成員の4名以上の出席がなければ議事を聞くことができない。
- 6 委員会の議決は、4名以上の同意を必要とする。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、テニュア・トラック制に関して必要な事項は、教授会の議を経て研究院長が定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降の採用予定者から適用する。ただし、改正後の第11条については、平成29年4月1日から適用する。

2 令和2年3月31日現在在職し、改正前の規程により雇用されている者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月19日から施行する。